

序章 はじめに

1 計画作成の背景と目的

長野市は、山梨県・埼玉県・長野県にまたがる甲武信ヶ岳から発し日本海へと流れる日本一長い千曲川と、北アルプスの檜ヶ岳を源とする犀川が合流する長野盆地に位置する。この二大河川によって肥沃な土壌が運ばれる平地と、それを取り囲む山々からなる本市は、多様な自然環境に応じた暮らしの中で、多様な文化をはぐくんできた。

「遠くとも一度は参れ善光寺」と言われ、全国から参詣者を集める善光寺とその門前町や、古来より山岳信仰の地として修行者、参詣者を集め、近年ではパワースポットとして注目される戸隠山と戸隠神社、戦国大名上杉謙信と武田信玄が戦いを繰り広げた川中島古戦場、川中島の戦いで武田方の拠点として築かれた海津城（松代城）から始まり、江戸時代真田十万石の城下町として栄えた松代は、それぞれ地域の文化財を活かした魅力ある地域づくりにより、国内外から多くの観光客を迎え、その数は年間1千万人にもものぼる。

しかしながら、少子高齢化や社会構造の変化による地域コミュニティの弱体化、地震や水害、火災などの災害、新型コロナウイルスの感染拡大など、文化財を取り巻く状況は厳しいものとなっている。市指定の無形の民俗文化財の中には、地域コミュニティの弱体化によって祭りの維持が困難となり、指定解除となったものさえある。さらに未指定の文化財については、その価値が認識されないまま失われることも懸念される。また、災害による文化財の喪失は地域のアイデンティティや誇りの喪失にもつながっていく。令和元(2019)年東日本台風による千曲川沿いの水害による文化財の被災は記憶に新しい。

このように、文化財を取り巻く状況は厳しいが、その中であって地域の文化財を掘り起こし、地域の魅力作りに繋げようと活動している団体も市内各所に存在している。本計画は、このような団体と連携しながら、地域の文化財を積極的に見出し、その魅力を多くの市民と共有し、文化財を活かした賑わいのある地域づくりにつなげることで、文化財が後代へ継承されるよう保存・活用の取り組みを進めることを目的として作成するものである。

2 目指す将来像

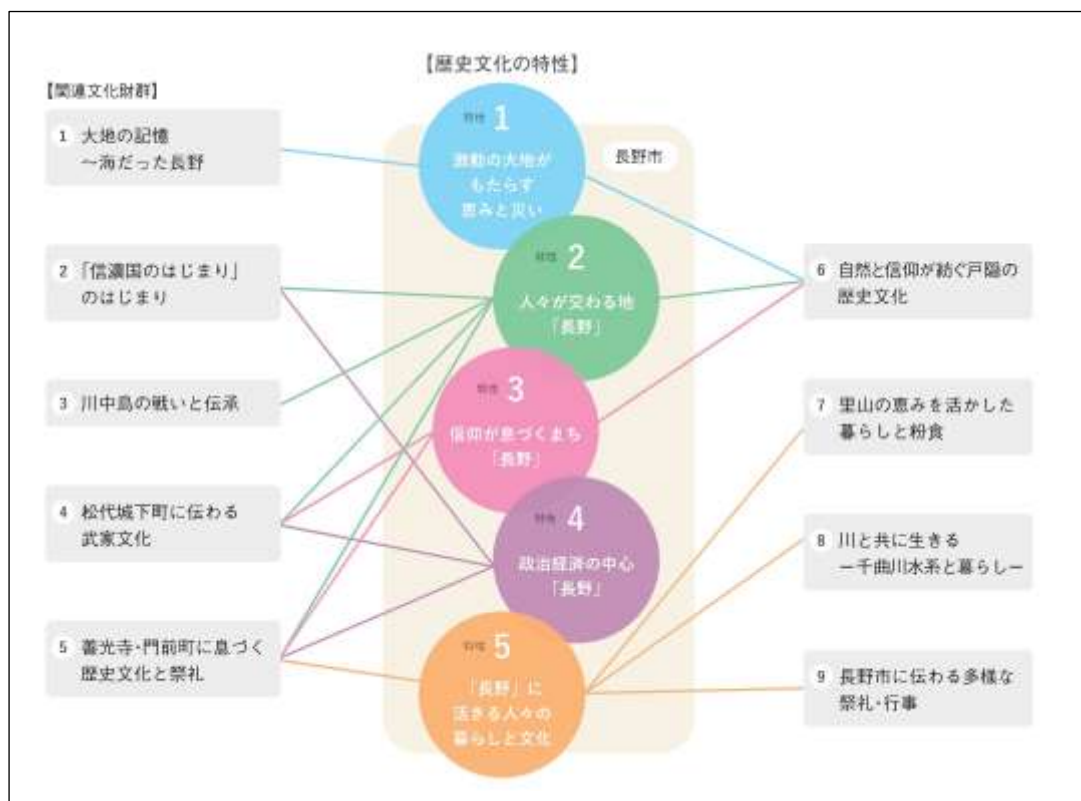
「長野らしさ」を伝える文化財を活かした歴史文化都市

本市は、大地のダイナミックな活動により形成された長野盆地とそれを取り囲む多数の山岳の上に成り立ち、2,000m 以上もある標高差の中で生み出される多様な自然環境の中に置かれている。また社会的には、善光寺の門前町をはじめ、松代、戸隠といった成り立ちや歴史、性格の異なる地域がつながりながら発展してきた。歴史的背景や性格が異なる地域性や、起伏にとんだ地形に合わせて営まれてきた生活の積み重ねは、多様な文化を生み出し、それが「長野らしさ」を形成している。

またこの「長野らしさ」は、第五次長野市総合計画の中で「長野市の強み」の一つとして記載される「長野市らしさ」を構成する「豊かな自然」及び、「独自の歴史・文化」の内容と共通するものである。

文化財は本市の多様な歴史文化を表し、後世へ伝えるための大切なモノやコトである。本計画は市内に残るこのような文化財の保存と活用を通じて、その価値と魅力を一人でも多くの市民と共有し、大切に使いながら将来に継承していく取組を行うことで、市民にも来訪者にも魅力のある「長野らしさ」を伝える文化財を活かした歴史文化都市を目指すものである。

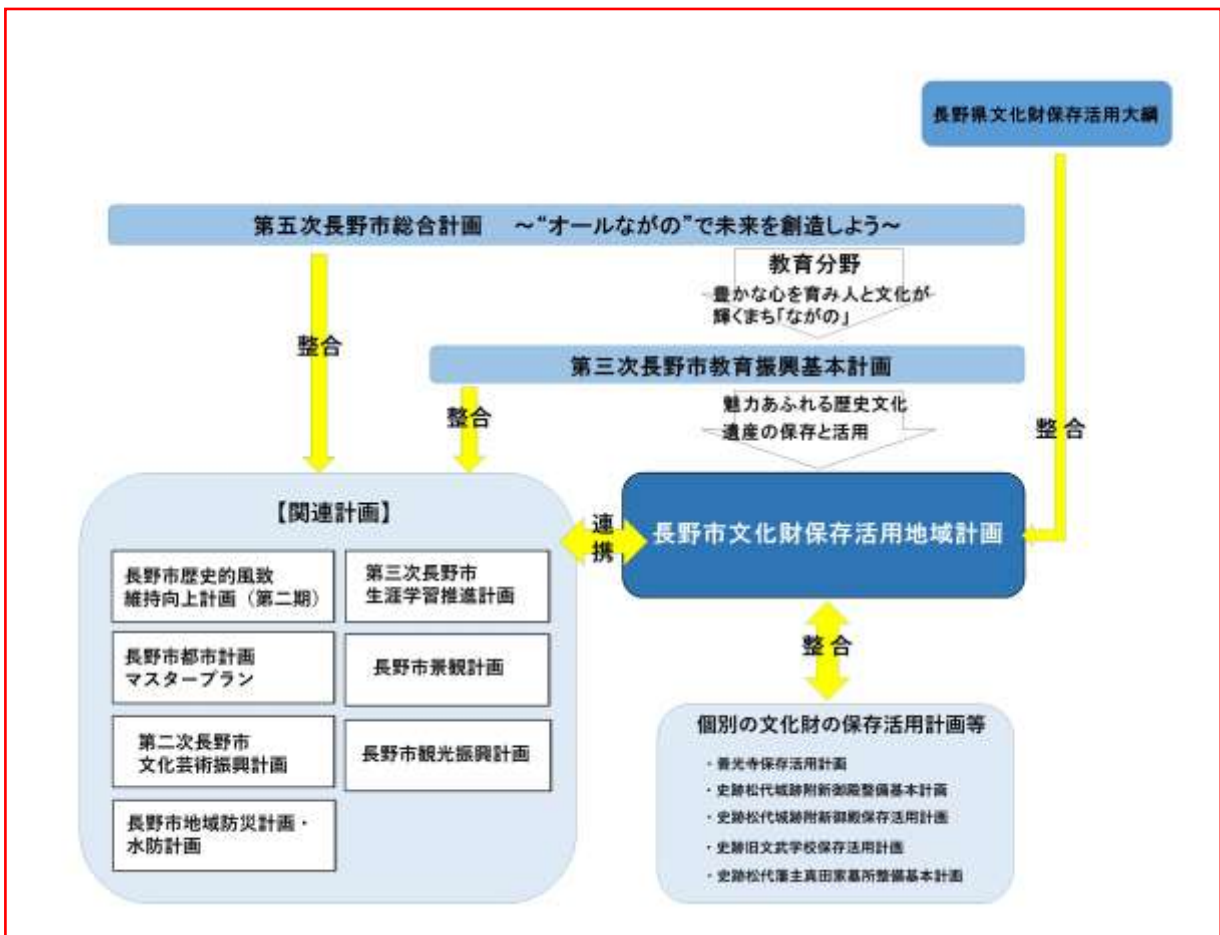
本計画で提示する「長野らしさ」のイメージ図(詳細は第 3 章、第 5 章に記載)



3 計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成したものである。また、本市の上位計画である「第五次長野市総合計画」の教育分野の政策「魅力あふれる文化の創造と継承」および、「第五次長野市総合計画」の教育分野の計画である「第三次長野市教育振興基本計画」の基本施策「魅力あふれる歴史文化遺産の保存と活用」の中に位置づけ、文化芸術、生涯学習、まちづくり、景観、観光など、本市の諸計画と連携を図るものである。

また、「長野市歴史的風致維持向上計画」とは、文化財保護法第 183 条の 3 第 4 項に基づき調和を保つものである。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間とする。

計画期間は、本市の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」(平成29年度ー令和8年度)の改定時期を見通し、次期総合計画との整合を図るため、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年計画とし、次期総合計画策定の際には、総合計画の内容に応じて適宜見直しを図っていく。

なお、見直しにあたって以下に掲げる変更については、文化庁長官の変更の認定を受ける。

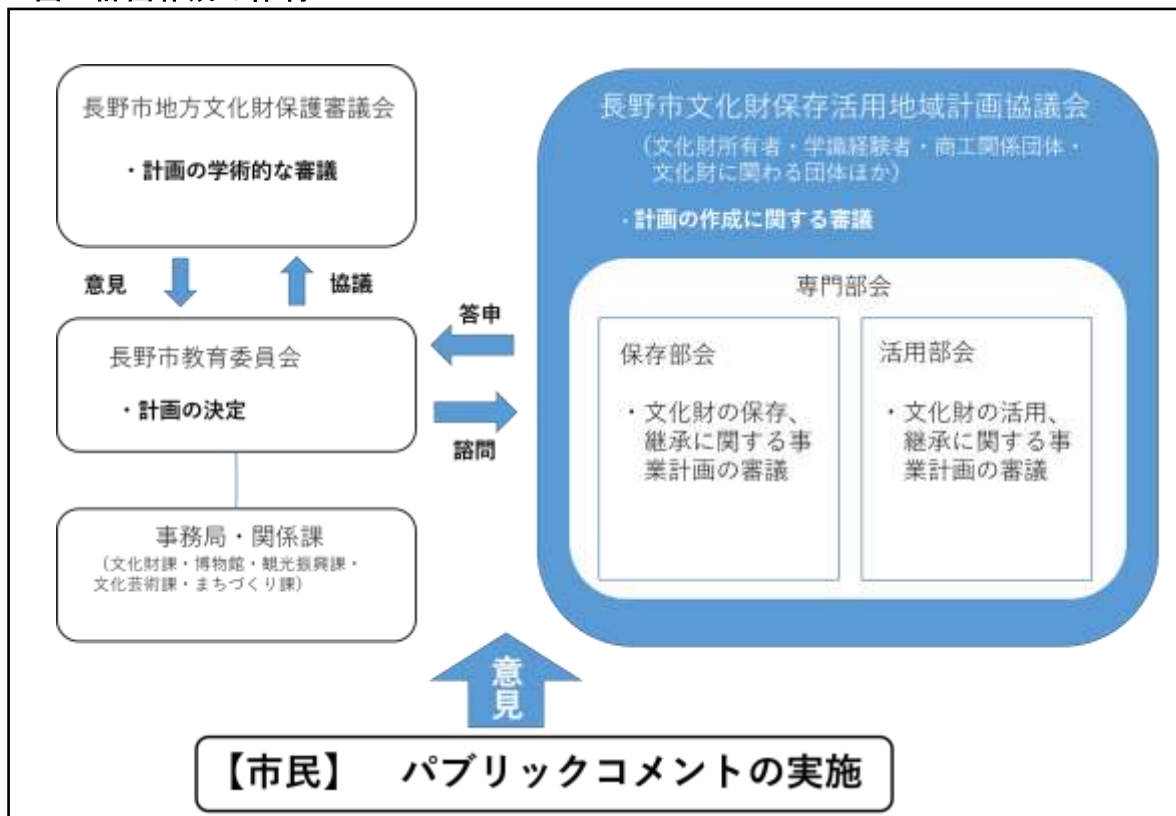
- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更については、変更内容について長野県及び文化庁へ情報提供する。

5 計画作成の体制・経過

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9第1項の規定により組織した長野市文化財保存活用地域計画協議会で調査、審議を行い、長野市地方文化財保護審議会から意見を聴取した。また、パブリックコメント等による市民からの意見を踏まえた。

図 計画作成の体制



長野市文化財保存活用地域計画作成の経過

開催日	会議名称	概要
令和4年2月2日	第1回 文化財保存活用地域計画協議会	★諮問 ・計画の目的、計画の位置づけについて ・計画作成の体制、スケジュールについて ⇒意見聴取、審議
令和4年2月14日	令和3年度第2回 地方文化財保護審議会	・計画の全体概要について ⇒新型コロナウイルス感染防止のため、書面による意見聴取
令和4年6月9日	第1回保存部会（長野市文化財保存活用 地域計画協議会部会）	・歴史文化の特徴・関連文化財群について ・保存・活用に向けた課題、方針と現状の行政側の取り組みについて ⇒概要説明、意見聴取
令和4年6月14日	第1回活用部会（長野市文化財保存活用 地域計画協議会部会）	
令和4年7月26日	第2回保存・活用合同部会（長野市文化 財保存活用地域計画協議会部会）	・歴史文化の特徴・関連文化財群について ⇒ワークショップ形式で意見聴取
令和4年8月31日	第2回 文化財保存活用地域計画協議会	・歴史文化の特徴について ・保存・活用の課題整理とそれに対応した4つの基本方針 について ⇒意見聴取、審議
令和4年9月19日	令和4年度第1回 地方文化財保護審議会	・歴史文化の特徴・関連文化財群について ⇒意見聴取、審議
令和4年11月1日	第3回保存部会（長野市文化財保存活用 地域計画協議会部会）	・保存・活用に関わる措置、取り組みについて ⇒ワークショップ形式で意見聴取
令和4年11月7日	第3回活用部会（長野市文化財保存活用 地域計画協議会部会）	
令和5年2月2日	第3回 文化財保存活用地域計画協議会	・保存・活用に関わる措置、取り組みについて ・関連文化財群について ・計画素案について（序章・第1章・第2章・第3章） ⇒意見聴取、審議
令和5年2月7日	令和4年度第2回 地方文化財保護審議会	・保存・活用に関わる措置、取り組みについて ・関連文化財群について ・計画素案について（序章・第1章・第2章・第3章） ⇒意見聴取、審議
令和5年6月5日	第4回 文化財保存活用地域計画協議会	・進捗管理と評価の方法、推進体制について ・計画素案について（第4章・第5章・第6章） ⇒意見聴取、審議
令和5年9月19日	令和5年度第1回 地方文化財保護審議会	・進捗管理と評価の方法、推進体制について ・計画素案について（第4章・第5章・第6章） ⇒意見聴取、審議

令和5年10月2日	第5回 文化財保存活用地域計画協議会	・ 計画素案の決定 ⇒ 中間答申
令和5年10月15日	地域計画作成事業シンポジウム 「どうする文化財」開催	・ 参加者を対象に地域計画に関するアンケートを実施
令和5年11月21日 ～12月20日	パブリックコメント実施	
令和5年12月2日	文化財活用イベント「門前まち巡見」 開催	・ 参加者を対象に地域計画に関するアンケートを実施
令和6年1月19日	第6回 文化財保存活用地域計画協議会	・ パブリックコメントを反映した計画案について ⇒ 意見聴取、審議 ★ 計画案の決定、答申
令和6年2月2日	令和5年度第2回 地方文化財保護審議会	・ パブリックコメントを反映した計画案について ⇒ 意見聴取、審議

6 計画の対象及び用語の定義

本計画で対象とする文化財は、指定・未指定に関わらず市内に所在する次世代に継承すべき全ての文化財である。本計画で用いる用語のうち、「文化財」と「文化財の周辺環境」については、以下のように定義した上で使用する。

文化財

本計画でいう「文化財」とは、文化財保護法第2条に規定されるもので、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）・民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、家屋、その他の物件）・記念物（貝塚・古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地並びに動物、植物、地質鉱物）・文化的景観（棚田、里山、用水路等）・伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）を指す。また、文化財保護法で保護の対象とされている埋蔵文化財・保存技術も「文化財」に含めている。

「文化財」の中には、国、県、市が指定、選択、選定、登録することにより行政による保護措置が講じられている指定等文化財と、地域の特徴をあらわしているものであっても行政による保護措置が講じられてこなかった未指定文化財があるが、本計画での「文化財」は、指定・未指定全てを包括したものである。

文化財の周辺環境

本計画でいう「文化財の周辺環境」とは、対象の文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動等、対象となる文化財を取り巻き、相互に影響を与える事柄を指す。